

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付

昨年4月の消費税引き上げの影響を緩和するため、所得の低い人や子育て世帯に対し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を今年度も行います。

臨時福祉給付金

◆支給対象者
平成27年度分の住民税の均等割が課税されない人(ただし、課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受けている場合を除く)

◆支給額
支給対象者1人につき6千円

※今年度の加算はありません。



子育て世帯臨時特例給付金

◆支給対象者
平成27年6月分の児童手当の受給資格者(特例給付を受ける人は除く)

◆支給額
対象児童1人につき3千円

◆対象児童
支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※支給対象者の該当有無については、下の対象者診断チャートを参照ください。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
基準日	平成27年1月1日	平成27年5月31日
受付場所	【氷川町役場】 臨時福祉給付金申請受付窓口 【宮原振興局】総務振興課	【氷川町役場】町民環境課 【宮原振興局】総務振興課
受付期間(※1)	8月3日(月)～平成28年2月3日(水)	6月15日(月)～12月15日(火)
申請時に必要なもの	①臨時福祉給付金申請書 ②認印(シャチハタ不可) ③通帳 ④本人確認の書類(※2)	①子育て世帯臨時特例給付金申請書(※3) ②認印(シャチハタ不可) ③通帳(※4)
申請書の発送	7月中旬ごろに送付予定	6月中旬ごろに児童手当の現況届に同封して送付予定(ただし、公務員は除く)

- ※1 土・日曜・祝日は除きます。両給付金とも受付時間は8時30分から17時15分までです。
- ※2 支給対象者本人を確認できる書類(運転免許証・健康保険証・写真付き住民基本台帳カードなど)が必要です。また、世帯で申し込まれる場合は支給対象者全員分の書類が必要です。
- ※3 公務員の人は、職場にて受給状況証明を受けた申請書を持参ください。
- ※4 児童手当の振込口座と異なる口座を希望される場合と公務員の人(昨年度氷川町に支給申請した人で昨年度と同じ口座を希望する人は除く)は必要です。

申請先は、各給付金の基準日において、住民登録がされている市区町村です。

申請手続き

給付金詐欺にご注意ください

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

- 市区町村や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- 市区町村や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めめることは絶対にありません。

児童手当・特例給付現況届の提出について

現在、児童手当・特例給付を受給されている人は、毎年6月中に現況届を提出する必要があります。

現況届は、6月1日におけるご家族や加入保険などを確認し、現況を確認するためのものです。

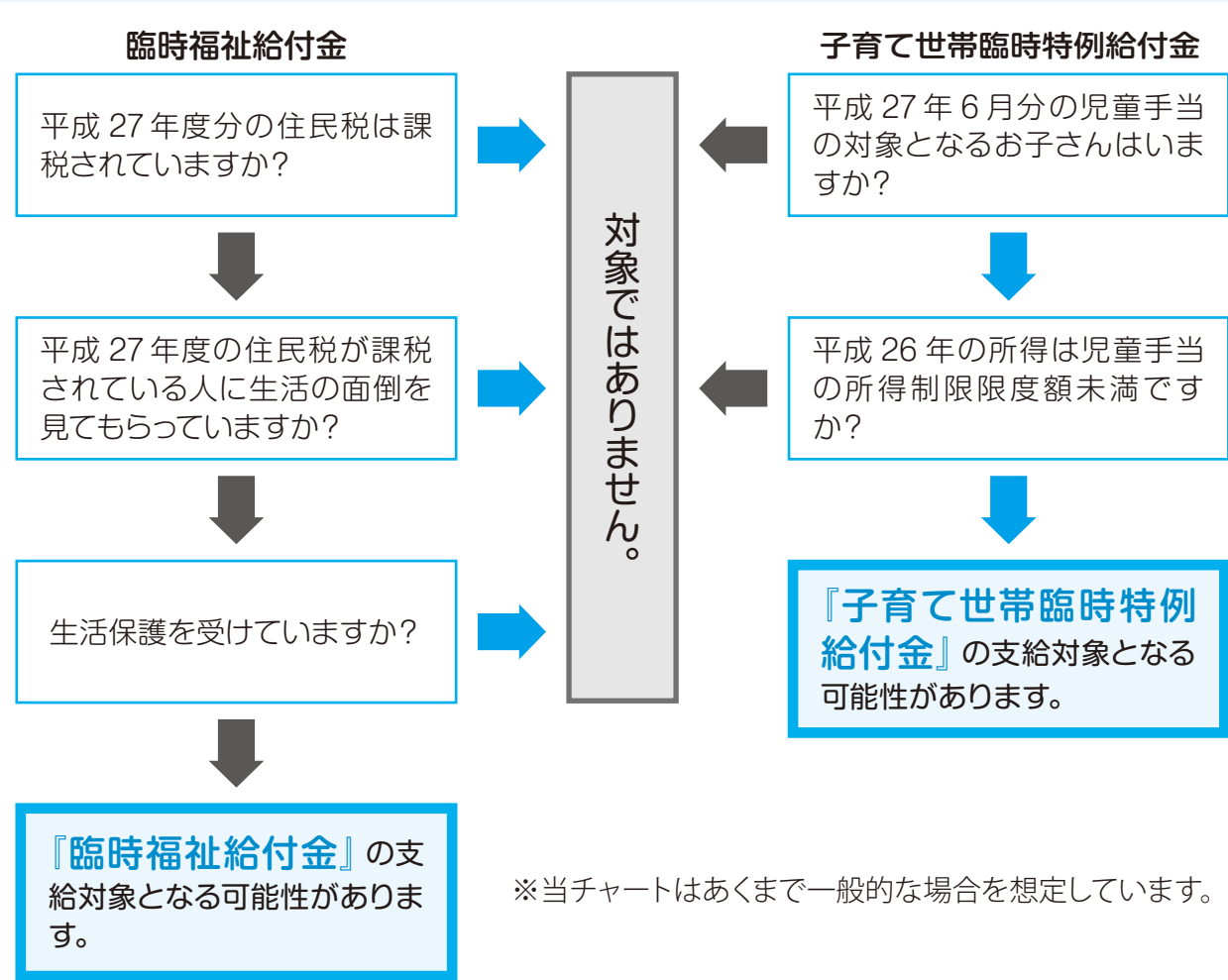
なお、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が差し止めとなり、受給できなくなりますので、ご注意ください。

- ◆提出期限 6月30日(火)
- ◆提出先
・町民環境課
・宮原振興局総務振興課
- ◆提出書類

- ①児童手当・特例給付現況届
- ②課税情報の確認に係る同意書
- ③認印(シャチハタ不可)
- ④健康保険証の写しまたは年金加入証明書(国民年金以外の加入者のみ)

- ⑤平成27年1月2日以降に氷川町に転入された人は、前住所地の市町村が発行する平成27年度課税証明書
- ⑥その他、必要に応じて(養育する児童と別居している場合など)提出する書類があります。

対象者診断チャート



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。



今年度の現況届の受付は、昨年度と同様に子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きと併せて行います。

臨時福祉給付金に関するお問い合わせ先
健康福祉課福祉係
52・5852(直通)

子育て世帯臨時特例給付金および児童手当・特例給付現況届に関するお問い合わせ先
町民環境課町民環境係
52・5851(直通)